

情報セキュリティ基本方針

1 目的

私たちは、技術・信頼・創造を柱に社員のみならず協力関係にある仲間との絆を大切に、互いを尊重し助け合い、切磋琢磨しあって業務を行ないます。

そして、ミスのない工事、情報セキュリティの徹底などにより、お客様に最善なサービスをご提供いたします。

また、日々お客様にとって価値あるサービスとは何かを考え業務を遂行することで、お客様との安心と信頼ある関係を築いてまいります

お客様から信頼される企業として、お客様情報のセキュリティに関するインシデントの防止を図ることにより、

お客様の信頼確保及び事業損失を最小限に留めることを目的とします。

2 情報セキュリティの定義

情報セキュリティとは、機密性、完全性及び可用性を確保し維持することをいう。

- (1)機密性：許可されていない個人、エンティティ（団体等）又はプロセスに対して、情報を使用不可又は、非公開にする特性。（情報を漏えいや不正アクセスから保護すること。）
- (2)完全性：資産の正確さ及び完全さを保護する特性（情報の改ざんや間違いから保護すること。）
- (3)可用性：認可されたエンティティ（団体等）が要求したときに、アクセス及び使用が可能である特性。（情報の紛失・破損やシステムの停止などから保護すること。）

3 適用範囲

【組織】：株式会社エースワンサポートサービス本社、株式会社エースワン本社

【施設】：〒190-0013 東京都立川市富士見町 2-32-27 石田産業ビル 1F

【業務】：セキュリティ機器の施工及び機器販売、防犯設備工事、IT 設備工事、LAN 配線工事、電気工事、弱電工事全般、工事掲示板の運営、防犯カメラレンタル事業、防犯カメラ映像を利用した各種サービス、防犯・防災に関するコンサルティング業務

【資産】：上記業務、サービスにかかわる書類、データ、Web 情報システム

【ネットワーク】：LAN ネットワーク

当社の情報資産に関連する人的・物理的・環境的リソースを含むものとする。

4 実施事項

- (1)適用範囲の全ての情報資産を脅威（漏えい、不正アクセス、改ざん、紛失・破損）から保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立、導入、運用、漢詩、見直し、維持及び改善するものとする。
- (2)情報資産の取り扱い、関係法令及び契約上の要求事項を遵守するものとする。
- (3)重大な障害または災害から事業活動が中断しないように、予防及び回復手順を策定し、

定期的な見直しをするものとする。

- (4)情報セキュリティの教育・訓練を適用範囲すべての社員に対して定期的の実施するものとする。

5 責任と義務及び罰則

- (1)情報セキュリティの責任は、代表取締役が負う。そのために代表取締役は、適用範囲のスタッフが必要とする資源を提供するものとする。
- (2)適用範囲のスタッフは、お客さま情報を守る義務があるものとする。
- (3)適用範囲のスタッフは、本方針を維持するため策定された手順に従わなければならないものとする。
- (4)適用範囲のスタッフは、情報セキュリティに対する事故及び弱点を報告する責任を有するものとする。
- (5)適用範囲のスタッフが、お客さま情報に限らず取り扱う情報資産の保護を危うくする行為を行なった場合は、社員就業規則に従い処分を行なうものとする。

6 定期的見直し

情報セキュリティマネジメントシステムの見直しは、環境変化に合わせるため定期的の実施するものとする。

制定日 2019 年 4 月 1 日

最終改訂日 2025 年 5 月 27 日

株式会社エースワンサポートサービス

株式会社エースワン

代表取締役社長 岩崎 秀樹